### 「各種事務事業の取扱い」

### 12 福祉・保健・医療分科会(精神障害者等に対する福祉施策)

長岡市·栃尾市合併協議会

項番	事務事業 コード	各種事務事業	変更	分類	調整方針案
135	020804	精神障害者ホームヘルプサービス事業		合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
136	020809	精神障害者デイサービス事業		合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
137	020901	難病患者の在宅生活支援		合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
138	020810	精神障害者交通費の助成		合併時に統一	長岡市の制度を基に統一する。
139	020811	精神障害者地域交流事業		当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。
140	020805	精神障害者短期入所事業		現行どおり	県の制度であり、調整不要。

<u>作成日 平成17年 1月21日</u>

135

データ基準日 平成16年 4月 1日

135				<u>データ基準日 平成16年 4月 1日</u>	
大 項 目 (分科会)	中項目	小 項 目	各種事	各種事務事業	
12 福祉・保健・医療	0 2 障害者福祉	08 精神障害者の支援	0 4 精神障害者ホームヘルプサー	ビス事業	
長岡市	中之島町	越 路 町	栃尾市		
(1)目的 精神障害者の自立と社会復帰の促進を図るため 家庭等にホームヘルパーを派遣して日常生活を 営むのに必要なサービスを提供するもの。	(1)目的 同左	(1)目的 同左	(1)目的 同左		
(2)対象者 日常生活を営むのに支障があり、食事、身体の 清潔の保持などの介助等が必要な者で、精神保 健福祉手帳を所持する精神障害者又は精神障害 を支給理由とする年金たる給付を現に受けてい る者等	(2)対象者 同左	(2)対象者 同左	(2)対象者 同左		
(3)内容及び派遣回数等 家事に関すること 身体の介護に関すること 生活、身上、介護等に関すること 派遣回数は週2回以内、1回は1時間30分未満	(3)内容及び派遣回数等 同左	(3)内容及び派遣回数等 同左	(3)内容及び派遣回数等 同左		
(4)費用負担 利用者負担、事業者への補助は国の要綱と同じ	(4)費用負担 同左	(4)費用負担 同左	(4)費用負担 同左		
(5)事業費負担 国 1/2 県 1/4 市 1/4	(5)事業費負担 同左	(5)事業費負担 同左	(5)事業費負担 同左		
三島町	山 古 志 村	小 国 町	課題	調 整 方 針 案	
(1)目的同上	(1)目的 同左	(1)目的 同左		長岡市の制度に統一する。	
(2)対象者 同上	(2)対象者 同左	(2)対象者 同左			
(3)内容及び派遣回数等 家事に関すること 身体の介護に関すること 生活、身上、介護等に関すること 派遣回数は週2回以内、1回2時間を上限 (4)費用負担	(3)内容及び派遣回数等 家事に関すること 身体の介護に関すること 生活、身上、介護等に関すること 派遣回数は週1回、1回1時間 (4)費用負担	(3)内容及び派遣回数等 家事に関すること 身体の介護に関すること 生活、身上、介護等に関すること 派遣回数上限なし (4)費用負担			
同上 (5)事業費負担 同上	同左 (5)事業費負担 同左	同左 (5)事業費負担 同左			

<u>作成日 平成17年 1月21日</u>

136

データ基準日 平成16年 4月 1日

136				<u>データ基準日 平成16年 4月 1日</u>
大 項 目 (分科会)	中項目	小 項 目	各 種 事	務事業
1 2 福祉・保健・医療	0 2 障害者福祉	08 精神障害者の支援	0 9 精神障害者デイサービス事業	
長岡市	中之島町	越路町	栃尾市	
(1)目的 精神障害者が安心して集い、仲間との交流や 活動を通じて自信回復や社会参加の促進を図 る。	なし	なし	なし	
(2)対象者 精神障害者保健福祉手帳所持者及びこれと同 等の障害があると認められる者。				
(3) 内容 市民センターの「障害者ブラザ」を会場に週1 回軽スポーツや創作活動、パソコン等を実施 (4)事業費負担 国 1/3 県 1/3 市 1/3				
三島町	山 古 志 村	小 国 町	課題	調整方針案
		小 国 期		調整力 軒条

作成日 平成17年 1月21日

137				<u>データ基準日 平成16年 4月 1日</u>
大 項 目 (分科会)	中項目	小 項 目	各種事	務事業
1 2 福祉・保健・医療	0 2 障害者福祉	09 難病患者の支援	0 1 難病患者の在宅生活支援	
長岡市	中之島町	越路町	栃 尾 市	
(1)目的 地域における難病患者に対して、居宅での療養生活を支援することにより、患者の自立と社会参加を促進する。 (2)対象者 日常生活を営むのに支障があり、介護、家事等の便宜を必要とする64歳までの者で、次の要件のすべてを満たす人特定疾患調査研究事業の対象疾患患者又は、慢性関節り安チ患者症状が安定していて在宅で療養可能と医師が判断した者介護保険法、老人福祉法、身体障害者福祉法等の対象とならない者(3)内容・難病患者等ホームヘルプサービス事業(ヘルパー派遣)・難病患者等日常生活用具給付事業((へルパー派遣)・難病患者等日常生活用具給付事業(便服、特殊マル、特殊環境、特殊環境、体位変換器、入浴補助用具、電気式療吸引器・車いす、歩行支援用果、意思民、経費、ネブライザー、努動用リフト、居宅生活動作補助用具、電気式療吸引器・車いす、歩行支援用果、意思民、特殊便器、制連用ベット、自動消火器、動脈血中酸素飽和度測度器(4)事業費負担 国1/2 県1/4 市1/4	要が交 デキー パー 大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	٦٩ ١	な	
三島町	山 古 志 村	小 国 町	課題	調整方針案
なし	なし	なし		長岡市の制度に統一する。

<u>作成日 平成17年 1月21日</u>

138

138				<u>データ基準日 平成16年 4月 1日</u>
大 項 目 (分科会)	中項目	小 項 目	各種事	務事業
1 2 福祉・保健・医療	0 2 障害者福祉	08 精神障害者の支援	1 0 精神障害者交通費の助成	
長岡市	中之島町	越路町	栃尾市	
(1)目的 社会復帰施設等に通所する精神障害者の自立 意欲を助長するため、通所に必要な交通費の一 部を助成する。	なし	なし	なし	
(2)対象者 社会復帰施設等に通所している精神障害者保 健福祉手帳所持者				
(3)内容 授産施設、作業訓練所等の通所に係る交通費の 1/2を補助する 上限額15,000円				
(4)事業費負担 市10/10				
三島町	山 古 志 村	小 国 町	課題	調整方針案
なし	(1)目的 精神障害者の社会復帰を促進するため、通院 交通費の一部を助成する。	なし		長岡市の制度を基に統一する。
	(2)対象者 精神障害を理由に専門医療機関に通院してい る者。			
	(3)内容 精神専門医療機関の通院に係る交通費を補助す る			
	交通費の1/2を補助 上限額設定なし			
	(4)事業費負担 村10/10			

作成日 平成17年 1月21日

120

139				<u>データ基準日 平成16年 4月 1日</u>
大項目(分科会)	中項目	小 項 目	各種事	務事業
1 2 福祉・保健・医療	0 2 障害者福祉	08 精神障害者の支援	1 1 精神障害者地域交流事業	
長岡市	中之島町	越路町	栃 尾 市	
なし	(1)目的 家族や職員等に依存しがちな障害者本人が自 分達で考え、行動できることを目標とする。ま た、自立し安定した生活ができるような援助を していく中で、より地域社会になじんでいける ことを目標とする。	て仲間づくりや対人関係の改善をはかり、外出 の場として社会参加の促進をはかることを目的	(1)目的 精神障害者と地域住民のふれあいにより、社 会復帰の促進と精神障害の正しい知識の普及を 目的とする。	
	(2)対象者 在宅の精神障害者	(2)対象者 在宅の精神障害者	(2)対象者 とちの木の家のメンバーと地域住民	
	(3)内 容 話し合い、調理実習、スポーツ大会など毎回 本人たちと内容を決めている。その中で、地域 のポランティアを交えて交流を図る時もある。	(3)内 容 調理実習・話し合い・季節行事・外出等	(3)内 容 とちの木の家の紹介と制作を通しての交流	
	(4)回数 年6回開催予定	(4)回数 月1回	(4)回数 2回	
	(5)運営費 家族会から10,000円の補助	(5)運営費 町が全額負担	(5)運営費 市が全額負担	
	(6)事業費負担 町負担なし	(6)事業費負担 町 10/10	(6)事業費負担 市 10/10	
三島町	山 古 志 村	小 国 町	課題	調整方針案
	なし	なし	BATA ACE	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。

作成日 平成17年 1月21日

4.40

140				<u>データ基準日 平成16年 4月 1日</u>
大 項 目 (分科会)	中項目	小 項 目	各種事	務事業
12 福祉・保健・医療	0 2 障害者福祉	08 精神障害者の支援	0 5 精神障害者短期入所事業	
長岡市	中之島町	越路町	栃 尾 市	
(1)目的 居宅の精神障害者を介護する者が、疾病その他 の理由により、居宅において精神障害者を一時 的に介護することが困難となった時に、介護者 の福祉の向上を図る。		長岡市に同じ	長岡市に同じ	
(2)対象者 市内に住所を有する在宅の精神障害者				
(3)内容 ショートステイ施設 サンスマイル 1回につき 7日間以内の利用。				
(4)費用負担 本人 1,550円 (1日)				
(5)事業費負担 国 1/2 県 1/4 市 1/4				
三島町	山古志村	小国町	課題	調整方針案
長岡市に同じ	長岡市に同じ	長岡市に同じ		県の制度であり、調整不要。